単　位　事　務　名

免　許　申　請

根拠および参考法令	
	教育職員免許法及び同法附則　【法】 教育職員免許法施行規則及び同規則附則　【法施行規則】 教育職員免許状に関する規則　【県規則】 教員資格認定試験規程　【昭和４８年８月９日 文部省令第１７号】 免許状の取得方法及び手続きについて　【昭和５４年３月１９日 鹿教教４１９号】 臨時免許状申請手続きについて　【昭和５７年３月３０日 鹿教教４６５号】 鹿児島県証紙条例施行規則 鹿児島県手数料徴収規則

項　目	処　理　方　法
免許状主義	小学校，中学校，高等学校，特別支援学校及び幼稚園の教員は，教育職員免許法により授与された各相当の教員の免許状を有する者でなければならない。 【法第３条】
免許状の種類	１　普通免許状　（専修免許状・一種免許状・二種免許状）

校種 ＼ 卒業大学	高等学校		幼・小・中		特別支援学校	
	旧	新	旧	新	旧	新
大学院修	一級	専修	－	専修	－	専修
４年制大学卒	二級	一種	一級	一種	一級	一種
短期大学卒	－	－	二級	二種	二級	二種

教育職員免許法試行の日（平成元．４．１）において，従来の一級免許状を有する者は，一種免許状（高校は専修免許状），二級免許状を有する者は，二種免許状（高校は一種免許状）の授与を受けた者とみなす。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td></td><td>
2　特別免許状
○　特別免許状の授与資格及び合格決定
<table>
<tr><td>①　任命権者の推薦
・担当教科に関する専門的な知識・経験又は技能を有する者
・社会的信望があり，かつ，教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者</td></tr>
<tr><td>②　合格の決定をするときは学識経験者の意見を聞かなければならない
・大学の学部長
・小学校，中学校，高等学校，特別支援学校等の校長
・学校教育に関し学識経験を有する者</td></tr>
</table>
【法５条第３項，４項，５項】
3　臨時免許状
（１）　臨時免許状は，普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り，教育職員検定に合格したものに授与する。
（２）　高等学校助教諭の臨時免許状は，次の各号の一に該当する者以外の者には授与しない。
①　短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者
②　文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
【法第５条第６項】</td></tr>
<tr><td>上級免許状の取得</td><td>
1　単位修得により，上級免許状を取得する場合
《上級免許状への切替えに係る単位修得》
<table>
<tr><th>申請時の在職年数</th><th>二種免→一種免</th><th>一種免→専修免</th></tr>
<tr><td>３年</td><td>―</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>４年</td><td>―</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>５年</td><td>４５</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>６年</td><td>４０</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>７年</td><td>３５</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>８年</td><td>３０</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>９年</td><td>２５</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>１０年</td><td>２０</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>１１年</td><td>１５</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>１２年</td><td>１０</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>１３年</td><td>１０</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>１４年</td><td>１０</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>１５年</td><td>１０</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>１６年</td><td>１０</td><td>１５</td></tr>
</table>
【法別表第３】</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td></td><td>
２　「１５年０単位」で上級免許状に切替える場合　（旧別表第３，備考６）
二種免許状を一種免許状へ切替える場合の特例措置「１５年０単位」の廃止
（ただし，平成６年３月３１日までは経過措置がある。）

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>在職年数</th></tr>
<tr><td>６３．３．３１現在</td><td>９年</td></tr>
<tr><td>元．３．３１現在</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td>２．３．３１現在</td><td>１１年</td></tr>
<tr><td>３．３．３１現在</td><td>１２年</td></tr>
<tr><td>４．３．３１現在</td><td>１３年</td></tr>
<tr><td>５．３．３１現在</td><td>１４年</td></tr>
<tr><td>６．３．３１現在</td><td>１５年以上</td></tr>
</table>
（注）　当該在職年数にある者は，経過措置として０単位で可。
６３．３．３１現在で在職年数９年の者は，平成６．３．３１には15年になることから０単位で可

○　昭和５４年４月１日以前の採用者については，単位修得をしなくても一種免許状を取得できる。
（ただし，休職等がある場合は１５年の在職年数から除く。）
（経過措置として，平成６年３月３１日までに１５年以上の在職年数がある者（すなわち，平成元年３月３１日までに１０年以上の在職年数がある者）については，「１５年０単位」で専修免許状の授与を受けることができる。）
</td></tr>
<tr><td>上級免許状への切替えに係る在職年数</td><td>
１　小学校の教諭の免許状を取得するための在職年数は，必ず小学校の教員としての在職年数でなければならない。
また中学校の場合は，中学校での在職年数，高校は，高校での在職年数でなければならない。
※　１５年の起算点は，基礎免許状を受けた時からとする。
２　通算できる教育の職及び期間
（１）　校長，教頭，教育長，指導主事又は社会教育主事の職
【法施行規則第６８条，第６９条】
（２）　学校以外の教育施設（少年院，海外に在留する邦人のための在外教育施設での相当校種）において教育に従事した期間　【法施行規則第６７条】
（３）　学校に在籍しながら，国内外の長期研修の期間
３　除算する期間
（１）　休職期間　【法施行規則第７０条】
（２）　病気休暇の期間，懲戒処分を受けた期間等
</td></tr>
</table>

項　　目	処　　理　　方　　法
免許状授与の特　　例	1　教員資格認定試験による免許状 (1)　高等学校の教科 ①　看　　護　　⑦　建　　築 ②　情　　報　　⑧　インテリア ③　福　　祉　　⑨　デザイン ④　柔　　道　　⑩　情報処理 ⑤　剣　　道　　⑪　計算実務 ⑥　情報技術 【教員資格認定試験規程】 (2)　特別支援学校の教科 ①　視覚障害教育　②　聴覚障害教育　③　肢体不自由教育　④　言語障害教育 【法施行規則第６３条の２第3項】 (3)　小学校（二種免許状） ○教員資格認定試験規定を参照 (4) 幼稚園（二種免許状） ○教員資格認定試験規定を参照 2　特別免許状の授与 (1)　特別免許状は，教育職員に任命し，又は雇用しようとする者が，学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとし，専門的な知識経験又は技能を有し，社会的信望があり，かつ，教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者で授与権者が行う教育職員検定に合格した者に授与する。 (2)　授与権者は，教育職員検定において合格の決定をしようとするときは，あらかじめ，学校教育に関し学識経験を有する者等の意見を聞かなければならない。 (3)　特別免許状は，授与した都道府県においてのみ効力を有する。 【法第５条第３項，４項，５項】 3　非常勤講師の許可制度 (1)　教科の領域の一部に係る事項等の教授又は実習を担任する非常勤講師については，免許状を有しない者を充てることが出来る。 （２）前項の場合において，非常勤の講師に任命しようとする者は，あらかじめ授与権者に届け出なければならない。 【法第３条の２】
書換，再交付	氏名又は本籍地を変更し，又は免許状を破損し，若しくは紛失したときは，その事由をしるして，免許状の書き換え又は再交付をその免許状を授与した授与権者に願い出ることができる。 【法第１５条】

項　　目	処　　理　　方　　法
免　許　更　新	教員免許更新制の概要 1　目的 教員免許更新制は，その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう，定期的に最新の知識技能を身に付けることで，教員が自信と誇りを持って教壇に立ち，社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。 2　教員免許状の有効期間（平成２１年４月１日以降に授与された免許状） 所要の資格を得てから１０年後の年度末まで （注） （例）平成２２年３月２５日に所要資格を得た免許状は，平成３２年３月３１日まで有効となる。 （注）免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態のこと 3　教員免許状の有効期間（平成２１年３月３１日以前に授与された免許状） この法律の施行前に授与されている免許状を有する者の免許状については引き続き有効期間の定めはない。 ただし，年齢等によって定められる修了確認期限までに更新講習を受講・修了し，免許管理者（県教育委員会）の修了確認を受けなかった場合は，免許状はその効力を失う。 4　有効期間の更新手続（平成２１年４月１日以降に授与された免許状） （１）所持している免許状の有効期間の満了日を確認する。 有効期間の異なる免許状を所持している場合は，最も遅く満了する有効期間が所持する全ての免許状の有効期間となる。 （２）有効期間の延長申請や講習の免除申請に該当する場合は，必要な手続きを行う。 （３）有効期間満了前の２年間に，大学等が開設する３０時間の免許状更新講習を受講・修了する。 受講にあたっては，各人で講習の開設状況を確認し，講習開設者に受講を申し込む。 （４）更新講習を修了したことを免許管理者（県教育委員会）に申請し，免許状の有効期間の更新を受ける。 5　修了確認の手続（平成２１年３月３１日以前に授与された免許状） （１）最初の修了確認期限がいつになるのかを確認する。 最初の修了確認期限は，３５歳，４５歳，５５歳で迎える年度末に割り振られる。 （２）修了確認期限の延期申請や講習の免除申請に該当する場合は，必要な手続きを行う。 （３）修了確認期限前の２年間に，大学等が開設する３０時間の免許状更新講習を受講・修了する。 受講にあたっては，各人で講習の開設状況を確認し，講習開設者に受講を申し

項　　目	処　　理　　方　　法
免　許　更　新	込む。 （４）更新講習を修了したことを免許管理者（県教育委員会）に申請し，更新講習の終了確認を受ける。 ６　更新講習の受講対象者 免許状更新講習を受講することができる主な者は以下のとおりである。 （１）現職教員（校長，副校長，教頭を含む。） （２）指導主事，社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者 （３）免許管理者が定める者 （４）教員採用内定者 （５）過去に教員として勤務した経験のある者で，教員となることを希望する者など ７　更新講習の免除対象者 免許状更新講習を受講せずに免許管理者（県教育委員会）に申請を行うことにより免許状を更新（旧免許状の場合は，修了確認）できる主な者は以下のとおりである。 （１）教員を指導する立場にある者（校長，副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，指導主事等） （２）優秀教員表彰者（免許管理者が指定する表彰を受けた者に限る）。 ８　免許状更新講習 （１）講習の開設者 講習は原則として大学が開設する。 （２）講習の開設方法 講習の開設は，長期休業期間中や土日での開講を基本とするとともに，通信・インターネットや放送による形態などが検討されている。 （３）講習の内容 受講者は， ①教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項（必修１２時間以上） ②教科指導，生徒指導その他教育の充実に関する事項（選択１８時間以上）について必要な講習を選択し，受講する。 （４）修了認定 講習の修了認定は，開設者が試験を実施し，文部科学大臣が告示する到達目標に掲げる内容について最低限の理解が得られていると認められる場合に開設者が行う。 ９　有効期間の延長（修了確認期限の延期） やむを得ない事由により免許状更新講習を修了できないと認められるときは，相当の期間を定めて免許状の有効期間を延長（旧免許状の場合は修了確認期限の延期）をすることができる。

項　　目	処　　理　　方　　法
免　許　更　新	＜やむを得ない事由＞ （１）指導改善研修中であること （２）休職中であること （３）産休，育休，病休，介護休暇中であること （４）地震，積雪，洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること （５）海外派遣中であること （６）専修免許状の取得のための課程に在籍していること （７）教員となった日から有効期間の満了の日（又は修了確認期限）までの期間が２年２ヶ月未満であること （８）その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること （９）所有する旧免許状の授与の日から終了確認期限までに１０年経過していること
出　願　手　続	※　「鹿児島県HP　教育職員免許状」　に詳細，様式等掲載

（２）臨時免許状

項目 ＼ 提出書類	新たに採用（配置換えを含む）の場合	臨時免許状の更新（引続き採用）	免許教科外教科担任の場合
	助教諭・養護助教諭・講師	臨時免許状の有効期間満了後引続き採用の場合	中学校・高等学校の教諭が免許教科以外の教科を担任する場合
申請書	○	○	○
人物に関する証明書	○	○	○
身体に関する証明書	○	○	○
実務成績証明書 学業成績証明書 その他の証明書	１　以前に申請免許教科の実務経験がある者は実務成績証明書 ２　大学等において当該教科に関する科目の履修があれば，学業成績証明書 ３　上記１及び２に該当しない場合は，書道の師範免状や看護師免許状など，客観的に資質を証明できるもの	実務成績証明書	新採用の場合に同じ
身元証明書	○	――	――
卒業証明書	○ （免許状を有するものは除く）	――	――
免許状の写し (原本証明したもの)	○	○ (有効期間満了の臨時免許状現物)	○ （同校種の普通免許状写し）
臨時免許状発行内申書	○	○	○
手数料 （県収入証紙）	３，４００円（授与料１，７００円，検定料１，７００円）		

備　考　　出願の時期等

ア　助教諭として採用する場合は，採用時に相当学校の臨時免許状を所有していなければならないから，採用発令日前に臨時免許状を取得しておくこと。

イ　臨時免許状の申請については，新たに採用する場合は，原則として，採用予定日の２週間前までに，臨時免許状を更新する場合は，有効期限の２週間前までに県教育委員会に提出すること。この更新の時期を逸して免許状を所有しないことになると免許法第３条の規定に違反 することになるので，厳重に注意すること。

ウ　免許状の写の原本証明は，市町村立学校職員の場合は所管市町村教育委員会，県立学校及び私立学校の場合は所属長及び理事長とする。

※　免許状の取得方法等について，ごく一般的な概要を述べたが，例外規定は省略してあるので，実際に免許状を取得するための認定講習や通信教育等の申込みをする場合は，取得方法等に誤りがないよう，あらかじめ県教育庁教職員課職員係に問い合わせること。（３月頃，教職員課職員係より通知がある）